

事務連絡  
令和3年4月27日

各都道府県水道行政主管部（局） 殿  
各厚生労働大臣認可  $\left[ \begin{array}{c} \text{水道事業者} \\ \text{水道用水供給事業者} \end{array} \right]$  殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

緊急事態宣言の発出を踏まえた職場における  
新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、「緊急事態宣言の延長を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について」（令和3年2月15日付け事務連絡）にて、職場における感染予防及び健康管理に努めていただくようお願いしたところです。

令和3年4月23日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が改正されたところです。

改正後の基本的対処方針において、「職場への出勤等」につきましては、従前の感染防止のための取組の徹底等に加え、特定都道府県において、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）活用や大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すこと等とされたところです。

こうした状況を踏まえ、「緊急事態宣言の発出を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について」（別添参照）にて、厚生労働省労働基準局から当局へ要請があり、水道関係を含めた所管団体に対し、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について周知協力が求められたところです。

については、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）におかれましても、労務管理の基本的姿勢、職場における感染予防対策の徹底、配慮が必要な労働者等への対応、新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応及び正しい情報の収集等について、別添を参考として、職場における感染予防及び健康管理について努めていただきますようお願いいたします。

たします。

また、各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、上記取組をお願いいたしますとともに、貴管下都道府県知事認可の水道事業者等に対して、本件を周知いただきますようよろしくお願いいたします。

**【別添】**

『 緊急事態宣言の発出を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について 』（令和3年4月26日付け労働基準局長通知）

（参考）

- ◎ 「緊急事態宣言の発出を踏まえ、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防と健康管理の強化について、経済団体などに協力を依頼しました」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_18234.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18234.html)

本件問い合わせ先

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

山下、森永

電話：03-3595-2368（直通）

E-mail：suidougijutsu@mhlw.go.jp